

11月10日(日)は米原市長選挙・米原市議会議員補欠選挙および滋賀県議会議員米原市選挙区補欠選挙の投票日です



投票

11月10日(日) 7時～20時

※ただし、第1から第6投票所は18時までです。

開票

同日 21時20分～

場所:大東中学校体育館
(池下1054番地)

投票できる人

市内に住所を有する満18歳以上の人(平成18年11月11日以前に生まれた人)で米原市の選挙人名簿に登録されている人

期日前投票

投票日に仕事や冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

市長選挙・市議会議員補欠選挙と滋賀県議会議員米原市選挙区補欠選挙は、期日前投票ができる期間が異なります。11月2日(土)と3日(日・祝)は市長選挙と市議会議員補欠選挙の期日前投票はできませんのでご注意ください。

◆投票期間など◆

期日前投票所	時間	期日前投票期間	
		市長選挙・市議補欠選挙	滋賀県議会議員米原市選挙区補欠選挙
市役所本庁舎	午前8時30分から 午後8時まで	11月4日(月・振休)から 11月9日(土)まで	11月2日(土)から 11月9日(土)まで
山東支所、伊吹・近江 市民自治センター	午前8時30分から 午後6時まで	11月4日(月・振休)から 11月9日(土)まで	11月2日(土)から 11月9日(土)まで
柏原生涯学習センター	午前9時から 午後5時まで	11月8日(金)から11月9日(土)まで	

※どの期日前投票所でも投票することができます。

※18歳の誕生日前々日までに投票する場合は不在者投票となります。

「投票所入場券」をご持参ください

投票をする際は、自宅等に郵送された「投票所入場券」をお持ちください。入場券は、1つの封筒にご家族の有権者全員分(有権者が7人以上の世帯は、2通に分けています。)を同封していますので、ご本人のものかをよくご確認の上、投票所へご持参ください。投票所入場券を忘れたときは、投票所の受付でその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

投票日当日は、投票所入場券の表面に記載されている投票所で投票してください。

なお、期日前投票をする場合は、「期日前投票宣誓書」(入場券裏面)に必要事項を記入してご持参いただくと、スムーズに受付が行えます。



投票区の再編や共通投票所の導入等は実施しません。投票日当日は、これまでどおりの投票場所(入場券の表面に記載された投票場所)で投票をお願いします。

投票場所

投票日(11月10日)の市内の投票所は、次のとおりです。

第1	甲津原交流センター	甲津原
第2	曲谷集会所	曲谷
第3	甲賀集会所	甲賀
第4	吉槻生活改善センター	吉槻
第5	上板並集会所	上板並、下板並
第6	大久保自治会館	大久保、小泉
第7	伊吹生活改善センター	伊吹
第8	上野会館	上野
第9	弥高集会所	弥高
第10	米原市役所伊吹市民自治センター	春照
第11	春照小学校体育館	杉澤、伊吹ヶ丘、南川、高番、村木、大清水
第12	藤川集会所	藤川、上平寺、寺林
第13	山東B&G海洋センター	長久寺、柏原、清滝
第14	大野木公民館	須川、大野木
第15	河内会館	梓、河内
第16	大原小学校体育館	市場、ヴィラ・ルシオール、夫馬、朝日、グリーンヒルズあさひ
第17	龍が鼻会館	烏脇、坂口、村居田、山東桜ヶ丘、平和台、グリーンタウン坂口
第18	野一色会館	井之口、野一色、小田、間田、坂田青成苑、すみれヶ丘
第19	山東幼稚園	天満、本市場、池下
第20	山東児童クラブ (旧山東生涯学習センター)	志賀谷、北方、菅江、加勢野、山室、大鹿
第21	本郷公民館	堂谷、本郷
第22	米原市役所山東支所	長岡、万願寺、西山
第23	ゆたに公民館	米原、米原ステーションタウン

今回の第5投票所は「上板並集会所」となります。

今回の第6投票所は「大久保自治会館」となります。

第24	梅ヶ原公民館	梅ヶ原、入江
第25	米原学びあいステーション	米原西、下多良、賀目山
第26	多良公民館	中多良、上多良、多良
第27	筑摩蓮沼会館	朝妻、筑摩
第28	磯公民館	磯
第29	樋口公民館	河南、樋口
第30	米原診療所	南三吉、三吉、西坂
第31	東番場会館	東番場、西番場
第32	醒井公民館	一色、醒井
第33	河南小学校体育館	枝折
第34	下丹生集会所	下丹生、上丹生
第35	世継会館	世継
第36	近江母の郷コミュニティハウス	飯、宇賀野、リーディング坂田、イースクエア坂田
第37	長沢公民館	長沢
第38	近江学びあいステーション	舟崎、高溝、顔戸、近江ニュータウン重町
第39	岩脇公民館	岩脇、リパティール近江
第40	新庄公民館	箕浦、新庄
第41	西門寺公民館	西門寺
第42	近江いきいき健康館	能登瀬、寺倉、日光寺
第43	多和田会館	多和田
第44	さくらが丘公民館	近江さくらが丘
第45	サンライズ近江会館	近江グリーンタウン、高溝東、サンライズ近江、近江母の郷ニュータウン、レイクサイド宇賀野

不在者投票

滞在先(他の市町村)での不在者投票

出張や里帰りなどで市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続に時間がかかりますので、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所されている人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができる制度があります。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望される人は、施設の職員に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで下図の要件に該当する人や、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しくは、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	
両下肢・体幹の障がい		特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	
肝臓の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

問 市 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎ 53-5168 FAX 53-5148